

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年9月13日（金）17時20分～18時09分
- 2 場所 永田町合同庁舎7階 特別会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	澁谷 遊野	東京大学大学院情報学環准教授
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
委員	堀 真奈美	東海大学健康学部教授

<関係省庁>

西山 香織	金融庁	総合政策局総合政策課	企画官
三浦 知宏	金融庁	企画市場局総務課信用制度参事官	
中村 美和	金融庁	企画市場局総務課信用制度参事官室	課長補佐
齊藤 将彦	金融庁	企画市場局市場課長	
岡本 浩平	金融庁	企画市場局市場課	課長補佐
福原 亮輔	金融庁	企画市場局市場課	専門官
深見 健太	金融庁	監督局銀行第二課	総括課長補佐
谷 崇彦	金融庁	監督局銀行第二課	課長補佐

<自治体等>

横山 諭	北海道	経済部ゼロカーボン推進局 GX特区推進担当局長	
久保田 研介	札幌市	まちづくり政策局 グリーントランスフォーメーション推進室特区担当課長	
平野 慎也	福岡県	企業立地課	企画監
塩田 優一	福岡市	経済観光文化局国際金融機能誘致担当	係長

<事務局>

河村 直樹	内閣府	地方創生推進事務局	次長
安楽岡 武	内閣府	地方創生推進事務局	審議官
水野 正人	内閣府	地方創生推進事務局	参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 「一定の銀行業高度化等会社」の業務へのGX業務の追加および「適格機関投資家等特例業務」に係る投資家の出資要件の緩和について
 - 3 閉会
-

○水野参事官 それでは、本日の国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを始めさせていただきます。

本日の議題ですが、「一定の銀行業高度化等会社」の業務へのGX業務の追加及び「適格機関投資家等特例業務」に関します投資家の出資要件の緩和についてということで、金融庁、北海道、札幌市、福岡県、福岡市に、オンラインにて、出席をいただいております。

それぞれの課題につきましては、今年度、4月、5月に、ワーキングヒアリングを行っておりますけれども、今回は、追加のヒアリングを行うものであります。

なお、本日の資料では、近日中に行政手続法に基づきますパブリックコメントの対象として広く意見あるいは情報を募集する予定の内閣府令の案が含まれてございます。このため、当該資料は、パブリックコメントが開始されるまでの期間、非公表とさせていただいて、その後、公表したいと考えておりますが、中川座長、よろしいでしょうか。

○中川座長 了解しました。

○水野参事官 ありがとうございます。

本日でございますが、まず、金融庁から、それぞれの内容につきまして、10分ずつ、合計20分程度で、資料の説明を行っていただき、その後、委員の先生方による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 これから、二つの規制改革に関します国家戦略特区ワーキングヒアリングを始めたいと思います。

関係者の皆様におかれましては、お忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございます。

今年の4月24日のワーキンググループヒアリングで行った議題、「一定の銀行業高度化等会社」の業務へのGX業務の追加と、5月23日に行った議題、「適格機関投資家等特例業務」に関する投資家の出資要件の緩和について、金融庁で各課題について検討を進めていただいたものと理解しております。本日は、その後の進捗や具体的な措置内容について、金融庁から、御説明をいただきたいと考えております。

それでは、金融庁から、御説明をお願いいたします。

○三浦信用制度参事官 金融庁信用制度参事官の三浦でございます。

それでは、説明させていただきます。

先ほど、中川座長及び事務局の皆様から御説明がありましたとおり、4月のワーキングで御議論いただいたものを踏まえて、今回、ここに示されております銀行によるGX関連事業に対する出資規制の緩和につきまして、これまで検討を行ってきたところですが、それについて説明させていただくことになっております。

今御覧になっているスライド2は、前回のワーキンググループでも御説明した内容ではあるのですが、まずは、この銀行業高度化等会社の制度について、資料の上段に記載してあるとおり、元々、個別認可の取得により銀行業の高度化などに資する、銀行業から見て他業に当たる業務を営む会社の議決権を5%超保有することを可能とし、また、子会社とすることもできるという制度です。他業を行うことにより、その損失が財務状況の悪化などを引き起こすおそれなど、いわゆる異種リスクと呼ばれていますが、そういったものを排除する観点から、銀行は他業を行うことが禁止されており、さらに、グループレベルでも、その趣旨を踏まえ、議決権保有制限や子会社業務範囲規制が設けられておりますが、個別の認可制度により、この点が一部緩和されています。この制度は、2016年の銀行法改正により制度化したのですが、2021年には持続可能な社会の構築に資する業務などについても対象とすることを明確にする法改正が行われたところです。また、この改正の際、銀行業高度化等会社の認可基準を緩和する改正として、一定の高度化等会社の制度が設けられました。資料の下段の左に記載しております当時の金融審議会で示された考え方に従い、資料の右下に列挙されている八つの業務が一定の高度化等会社の業務として銀行法施行規則に定められ、これらの業務を行う会社の議決権を銀行が5%超保有する場合には、議決権を50%超保有するまで、すなわち、子会社にするまでは、認可ではなく、届出で可能とすることになりました。

3ページ目をお願いします。こちら4月のワーキンググループの際にお示ししたものではありませんけれども、北海道・札幌市からの御提案内容とこれに対して先般のワーキンググループで当庁が示した検討の方向性となります。資料の上段に記載のとおり、北海道、札幌市からは、一定の銀行業高度化等会社の業務にGX関連産業を追加するという御提案をいただいたところです。この御提案の趣旨は、北海道・札幌市が目指されるGX産業の推進は、地元の意向を反映して進めていくことが重要と考えられているところ、行政や地域の企業のみならず、地域の産業、企業活動と密に関係する金融機関がGX企業の一定の議決権を保有し積極的に関与していくことが必要であること、こうした中、銀行法により認可手続が求められることにより、出資のタイミングで迅速な意思決定が困難な場合、事業全体の進捗に支障が生じるおそれがあるという点であったと理解しております。この点について、私ども、金融庁からは、資料の下段に記載の方向性をお示しさせていただき、本ワーキングにおいて御議論いただいたところです。その際のワーキングの御議論では、GXが一般的に多岐にわたる分野を捉えているところ、どのように定義付けをすべきか、本制

度の趣旨に照らして、特例を用いることができる金融機関をどう絞るか、出資先である会社のプロジェクトが過度に限定されないように整理すべきではないか、監督上、リスク管理の必要性がある一方、過度に利用が控えられることがないようにバランスを取ることが重要、また、金融機関側も健全性の観点から問題が生じないよう取り組んでいただくことを考えることが必要、といった御意見をいただいたものと認識しています。

こういった御意見等を踏まえて、その後、北海道・札幌市ともまた意見交換をさせていただき検討しまして、現在の特例内容につきましてまとめたものが次のページでございます。こちらのページは、まず、資料の表題が少し長いのですが、「国家戦略特別区域銀行脱炭素関連事業促進出資事業」としておりますが、これが本件特例事業の正式名称となります。本特例は、北海道・札幌市より提案があったような、各地域において目指されるGX産業の推進を実現すべく、銀行による積極的な出資による関与が円滑にできるようにするためのものであります。具体的には、出資の結果生じる議決権保有に係る制限について特例を設けるものなのですが、本件特例の趣旨に照らし、本件の事業を、特区内に本店が所在する銀行が、その特区内のGX推進を主たる目的としてGX業務を専ら営む会社に出資する事業と定義しております。この事業においては、事業実施主体である銀行は、認可ではなく、届出により、GX業務を営む会社の議決権を5%超から50%まで保有することが特例で可能となります。資料の上段、青い部分に書いてありますとおり、特例事業の実施主体は、国家戦略特別区域に本店が所在する銀行であって、その区域計画に定められた銀行とさせていただきます。例えば、北海道の国家戦略特別区域でこの特例事業を行うということであれば、対象となり得るのは北海道に本店を有する銀行となります。これは、本件の要望趣旨として、各種のGX推進においては、地元の意向を反映して進めていくことが重要であることやその地域の産業・企業活動に密に関係する金融機関への役割が期待されていることを踏まえたものです。また、ほかの特例事業の例でも見受けられるところですが、自治体と連携し、この趣旨を踏まえて特例事業を実施する実施主体を特定するため、諮問会議で認定される区域計画において事業実施主体となる銀行をあらかじめ定めていただくことを想定しています。次に、その下の緑の字で記載しております出資対象となる会社とGX業務の定義です。以前のワーキングにおいても、どのようにGX業務を定義付けるのか、また、プロジェクトが制約され過ぎないように整理できないかといった御意見をいただいたところですが、この点につきまして、出資対象となる会社が行うGX業務の定義は、ちょうどこの注記で記載されているとおり、いわゆるGX推進法の定義を引用することで対応し、その上で、主たる営業所が国家戦略特別区域内にあり、かつ、そのGX業務をその区域内及び周辺地域で行うことを要件とすると整理いたしました。このような整理をした趣旨についてですけれども、まず、GX業務の定義は、先般御議論いただいたところですが、その業務は非常に多岐にわたるものの、私どもでこれを限定することは各GX業務に誤った印象を与えかねないものとなるため、一般的にGX業務と分類できるものをまずは広く捉えるといった観点から、GX推進法で規定されている対象事業活動を引用する形にし

ています。この対象事業活動とは、GX推進法に規定する、GX推進機構がGX民間投資を促進するために行う金融支援の対象となる事業者が行う事業活動を指します。具体的には、GX推進戦略等の政府方針と整合する事業活動ということになるため、GX推進に資する業務と考えられる業務が広く含まれると言えるため、個別具体的な業務実施内容によるところはございますが、北海道・札幌市が先般のワーキングで示されていたような水素などに係る業務は、該当するものと考えています。その上で、本件特例は、各地域のGXを地元の意向を踏まえて推進していくことを目指すものですので、国家戦略特別区域内を事業実施場所とさせていただきます。もっとも、先般のワーキングで、プロジェクトが制限され過ぎないようにという御指摘もありましたので、例えば、洋上風力や送電事業など、必ずしもその区域内と整理できない地域で実施される業務も想定されることから、その周辺地域についても含まれるよう、整理しています。ただいま御説明した特例の内容を図示したものが、資料の下半分になります。図の右下に、あと一つ、届出について、記載しておりますので、少し補足させていただきます。今回の特例では、出資対象業務がGX業務に該当する理由や仮に出資額が毀損した場合の銀行の健全性への影響について記載をしていただくことを想定しています。これは、リスク管理の面で、どういった工夫ができるか、銀行自身でも工夫できることを考えるべきではないかという点を御示唆いただいていたことや、監督面でかなり厳格になり過ぎ、利用がされないということにならないようにという御意見も踏まえて、まずは、本件事業に対するリスク面での銀行自身の判断を確認し、それを踏まえて重点的にフォローアップをさせていただくという方針で、こういった立て付けにさせていただきました。なお、この届出に用いる様式は、本件特例を踏まえて新たに策定するガイドラインにおいて設ける予定ですが、ガイドライン本文においては、銀行が備えておくべきと考えられる体制整備状況等について目線を示す予定としております。具体的には、例えば、銀行自らが当該事業を行う会社への出資が全額毀損した場合であっても銀行の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれる、また、銀行が当該事業を行う会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得もしくは保有した後も銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがないと認められるといった点を挙証できる体制を整備していることなどを記載することを予定してございます。

私からの説明は、以上です。御清聴ありがとうございました。

○齊藤課長 金融庁市場課長の齊藤と申します。

右下の資料ページ、6ページからが、2点目の内容、適格機関投資家等特例業務に係る投資家の出資要件の緩和についてでございます。今映らせていただいているスライドは、5月にヒアリングをしていただいた際に作成した資料でございます。金商法におきまして、基本的に、ファンドの販売・運用につきましては、原則として、金融商品取引業の登録が必要となるところ、適格機関投資家等特例業務は、プロ向けのファンドの販売・運用ということで届出で行うことができるものでございます。こちらの制度でございますけれども、下側の絵の左上にございますように、投資家の範囲は、1名以上の適格機関投資家である

プロとそれ以外の49名以下の者ということになっております。49名以下の者につきましては、制度創設当初については特に限定がなかったわけでございますけれども、この制度が悪用された事例が出てきたということで、一定の投資判断能力がある者に限定をかけるところでございます。ただ、上側の四角で書いているところでございますけれども、成長資金供給の役割があるベンチャー・ファンドについては、ガバナンス確保等を前提としまして、この対象となる投資家の範囲が通常ファンドよりも拡大されているところでございます。しかし、二つ目の四角でございまして、必ずしもプロと同水準の投資判断能力があるとは限らないため、投資者保護の観点から、ベンチャー・ファンドについてのみ投資をすることができる投資家についての出資額は全体の出資総額の2分の1未満に制限しているところでございます。

次のページをお願いいたします。福岡県・福岡市からの提案の内容でございます。ベンチャー・ファンドについてのみ特例業務の対象となる投資家のうち、一定の投資家については、その出資額を今申し上げた2分の1未満に制限する規制の適用除外とすることができないかということでございます。そのニーズといたしましては、四角で三つほど書いておりますけれども、近年、エンジェル投資家に、シード期のみならず、スタートアップのレイター期にも投資をしたいというニーズが存在しているわけでございます。こうしたレイター期のスタートアップにも様々な資金ニーズがあるわけでございますが、株主が増えることによる株主管理の煩雑さを回避するために、ある程度のロットでないと出資を受けないといった実務があるかと承知しております。そうした点からして、エンジェル投資家単体で投資をしていくことはなかなか難しい面があるということでございます。そうした課題を解決するために、三つ目の四角でございまして、エンジェル投資家からの投資を一つのファンドに集約する、その集約したファンドからスタートアップへ投資するといったスキームが考案されているものの、エンジェル投資家は通常はベンチャー・ファンドについてのみ特例業務の対象となる投資家に該当し、出資額が全体の2分の1未満に制限されるという先ほど申し上げたスキームの規制が支障になっているといった指摘があるということでございます。

このため、次のページでございまして、検討の方向性といたしまして、5月のワーキングで申し上げた内容でございます。まず、一つ目の四角でございます。大前提でございますが、先ほど申し上げたように、過去に一般投資家に対する販売による問題事案が生じたことを踏まえまして、この出資対象者の範囲を拡大することについては、慎重に考えていく必要があるかと考えているところでございます。一方で、ベンチャー・ファンドについてのみ特例業務の対象となる投資家のうち、以下の①～③に掲げているような投資家については、投資ニーズのあるエンジェル投資家の属性ともおおむね合致しますし、ベンチャー企業経営に関し相応の投資判断能力があるのではないかと考えられるということで、一番下の四角でございまして、金融当局による重点的なフォローアップにより投資者保護を確保することも見据えて、まずは、実証的に、特区内に所在するファンド・

特例業者に限定することで、①～③の投資家について、出資額2分の1未満の制限を外してはどうかということでございます。①～③については、御覧のとおりでございますけれども、例えば、①M&AやIPO、また、会社の設立などの実務経験がある者、②認定経営革新等支援機関でございまして、企業財務等についての専門的知識を持っている人、③その資産管理会社等で、こうした投資家については、一定の投資判断能力があらうかと考えているところでございます。そうした方向性で、御説明申し上げました。

次のスライドが、検討した結果に基づく案でございますけれども、こうした形で内閣府令を作成していきたいと考えているところでございます。名称については、こちら長いのですけれども、一番上の四角でございますが、「国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業」ということで、具体的には、特区の中に主たる営業所・事務所を有する者が、このベンチャー・ファンドの自己私募・自己運用を行う事業ということでして、この実施主体として区域計画に定められた者がこの特区内の営業所・事務所で当該事業を行う場合に、特例を適用するという内容でございます。その特例としましては、出資総額の2分の1未満の制限の適用を除外するというところでございます。注のところ、①、②、③と書いておりますけれども、この対象者は5月に御説明させていただいたものと同じでございます。その下の黒塗りの四角、三つある真ん中でございますけれども、当局による行政としての把握に加え、一般に対しても、こういった事業を行っていくということを明らかにしてもらうために、届出、事業報告書、公衆縦覧の様式に、この当該事業を行う旨の記載を追加していただく、また、三つ目の黒い四角でございますけれども、行政としての把握という観点で、行政に提出する事業報告書の様式におきまして、国家戦略特別区域対象投資家、この対象となる投資家の数、出資額、出資割合の記載を追加していただきまして、管轄する財務局におきまして監督していくということを考えているところでございます。

私からは、以上となります。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、金融庁から、二つの規制改革に関します検討状況につきまして御説明がございましたけれども、どちらについても結構ですので、委員の皆様から、御質問、御意見をお伺いできればと思います。いかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 どうもありがとうございます。

御説明を丁寧にしていただきまして、また、前回の議論も踏まえて色々と御整理いただいている、大変よい形で議論を進めていただいていると思います。

一方で、今回の新しい特例については、前回の議論でも言及していただきましたが、やはり使っていただけるようになることが非常に重要なことと思っております。そういった観点で、今回実施されようとしているところを、今回の議論自体もそうですし、どちらかというと、今後出来上がるであろう新ガイドラインというお話もございましたが、そういった中で、どういった点を書いていかれるのかを少し確認していきたいと思っております。

一つが、GX業務の定義についてです。GX推進法を引いていただいているということで、ある種、かなり広く定義付けを取っていただいた部分もあるかと思っております。いわゆるGXと言って出てくるテーマがかなり広範に含まれるのではないかとは思いますが、一方で、経済産業省の法律、さらに金融庁の法律にまたがってというところもあります。事業者や自治体に、これが広いものを意味していることを分かっていただくことが、定義自体だけの問題ではなく、必要になってくる部分があるかと思えます。その点、定めたものを、どういう形で明確に、分かりやすくしていかれるでしょうかということが、一つです。

二つ目が、地域の関係についてです。GXについて、今回の特例の適用対象となる金融機関はどのような形で定義されるのでしょうか。金融機関の所在地、本店が所在する場所が、特区の区域内であることとなっているかと思えますが、銀行の所在地を限定されているというところがございますが、どういう意図でここを決められているのかと、出資対象会社について、必ずしも北海道の中だけとは限られないようなところもあるように思っております。そこが「周辺」という言葉で区切られているところなのですが、北海道の周辺というものがなかなか概念として難しいところもあるように思いました。

まず、GXの定義の点と所在地の点について、お伺いできればと思いました。いかがでしょうか。

○中川座長 お願いします。

○三浦信用制度参事官 金融庁でございます。御質問をありがとうございます。

まず、GXの定義についてなのですが、ここは、まさにおっしゃっていただいたとおり、基本的には、なるべく、制度そのもの、特例そのもので、入り口を絞るより、可能な限り広く、端的に言ってしまえば、政府の方針に沿うものは何でも受け入れようというところに近いぐらい、広く取っているところがございます。今後、それを分かりやすくどう示していくのかということにつきましては、一つは、今後、こちらの施行規則についてパブリックコメントをやっていくということで、その中でのやりとり、回答を通じてということもあるでしょうし、また、今後、関係者において、こういったところの周知活動を必要に応じてしっかりとやっていくのかなと、そういうところがまずは基本なのかなと、考えてございます。

二つ目は、地域のことについてなのですが、先ほど御説明いたしましたとおり、まずは、北海道・札幌市の特区における事業、特区の話ということなので、そちらに本店があるところと、銀行はそうにさせていただいたところでは、実際の事業につきましては、もちろん、こちらについては、まさに地元と密着したGX事業の推進というところがそもそものやりたいことの趣旨だと思いますので、地元の銀行が地元のGXをしっかりと支援していけるようにするというところがまずは基本だと思っております。ただ、先ほどおっしゃった周辺というところはございまして、想定しているものは洋上風力や送電事業といったところなのですが、例えば、送電や洋上風力になってしまうと、北海道というか、札幌市のほうが分かりやすいのですが、若干、周辺の自治体や付近の海域にかかるところは

当然出てくると思います。そういったところについても、実際にやりたいビジネス、GX推進でやりたいことを阻害しない観点から、その地域周辺も入れる、ただし、地元密着でしっかりと地元に貢献するという形で、一定程度の区切りを決めていくというところで、我々にバランスを検討して、このような表現にさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○落合座長代理 どうもありがとうございます。

前者の点は、まずはパブコメで明らかにしていけることは確かに第一歩だと思います。一方で、金融行政に関わっている、銀行の方とかは、それでお分かりになると思うのですが、金融庁の実務の中でパブコメがいかに大事かということは良いのですが、一般の事業会社では、パブコメの重要性や、それがどのくらい拘束的に運用されているかも、省庁によって若干違うところもあると思っており、わからない可能性があります。そういった意味では、成果などについては、ガイドライン本体とか、もう少し分かりやすいような場所、金融庁では、最近、ホームページ等でも色々と告知や広報などをされていることもあると思います。そういった方法や様々な機会を捉えて、是非周知していただきたいと思っております。

一方で、「周辺」の部分はどうしてもまだ分かりにくいと思われれます。北海道の「周辺」であると、物理的には、東北地方というか、青森県とかの北東北ぐらいのかなと思ってしまうところもございます。ここは概念としてかなり難しい部分があると言いますか、自然言語的にはどうしてもかなり分かりにくい用語になってしまっているように思います。

「主たる」とか、「専ら」という言葉が色々なところで出てきている部分がございますので、このあたりは、かなり突っ込んで、パブコメだけではなく、ガイドライン等でも、是非解釈を示していただくようお願いしたいと思っております。

ガイドラインについては、先ほど御説明いただいていた中で、届出後のリスク管理の状況等をモニタリングされるというお話があったかと思っております。多分、実務的には、金融機関の方にとって、その体制整備もさることながら、リスク管理をどうしているのかということが中心的に見られるようになりますと、それをどのように行っているかという点かということになります。もちろん、全損しても、そのほかの財務基盤や様々な指標上、問題が生じないといったことがあるのだと思いますが、もう少しさらにそのほかの観点も付け加えてリスク管理として見ていかれるということがあるようでしたら、そのあたりも含めて、リスク管理の手法を示して頂けないでしょうか。最終的には金融機関に工夫していただいているのだとは思いますが、これはどちらかという金融機関の方がやられることだと思いますので、そうすると、書かれていることが正義だと見られる金融機関の方はかなり多いかと思っております。本当は御自身で考えていただきたいなと思っておりますし、金融庁もそのように思われているところもあるのではないかと思いますし、それは正しいことだと私は思うのですが、安直な方法にはなってしまっていますが、できる限り書いておいていただければと思っております。

まず、GXの関係については、以上です。私だけ話し続けてもあれなので、また改めて、後ほど、適格機関投資家のほうについて、御質問させていただきます。

どうもありがとうございます。

○中川座長 落合委員がGXの話をされたということなので、取りあえず、GXに限定しましょうか。ほかに何か御質問はありますでしょうか。

私からも、落合委員との議論を聞いていて、少し御質問させていただきたいのですが。堀委員、どうぞ。堀天子委員、お願いします。

○堀（天）委員 中川委員の後でも大丈夫ですよ。

○中川座長 僕のほうは、大したことはないですよ。「周辺」の話なのですけれども、北海道が念頭にあるので、北海道をイメージして「周辺」ということを考えれば、それはそれでいいのかなと思うのですが、一応、国家戦略特区の制度として位置付けた場合には、区域計画に書いて、北海道に限らず、こういうことはおそらくできるようになると思います。そのときに、国家戦略特区は、北海道のように非常に広域的な区域設定をしているところもありますが、市町村単位で区域設定をしている場合も、当然、ございます。その場合に、北海道を念頭に置いて設定した「周辺」の意味と市町村が単位となって同じようなことを区域計画に書いてやろうとした場合の「周辺」の意味合いは、多分、違ってくるように思います。今の段階から全てを考えろと言うつもりはないのですけれども、そういったこともあり得るということを少し念頭に置いて、文言の整理とかをお進めになっていただければありがたいなと思いました。

私から回答は求めませんが、何か御発言があれば、承ります。

○三浦信用制度参事官 ありがとうございます。

現時点で厳密に「周辺」の自治体はここまでと決め切っているわけではなく、基本的には、実際に行おうとしているGX推進に関して、そのGX推進が及ぶ範囲として適切どころはどこら辺までなのか、それと、この制度の趣旨であるいわゆる特区の中でというバランスの中で決めていかれるのだと思います。あえて、現在、申し上げることができるとすれば、北海道であれば、基本的には、周辺の海域や洋上ぐらいなのかとか、市町村単位でいえば、周りの自治体、お隣ぐらいなのかとか、何となくそんなイメージは持っているのですけれども、多分、そのあたりについては、今御指摘いただいた点等、実際にどのようなものがビジネスというか、GX業務として想定されているかということ踏まえて、関係者と色々と考えていくことになろうかと思っております。

以上です。

○中川座長 分かりました。

堀天子委員、お願いします。

○堀（天）委員 私からは、GXとベンチャー・ファンド、両方に関して。

○中川座長 お願いします。結構です。

○堀（天）委員 一つにまとめた質問になってしまうのですけれども、今回、両方とも、

4月と5月にお話しいただいた内容をさらに具体化されて、しかも、具体的にパブコメも実施されるということで、前に進めていただいて、ありがとうございました。前回は、少しベンチャー・ファンドのほうで指摘もさせていただいたかと思うのですが、区域限定で始めるということなので、まずは一定の区域の限定をどこかにかける必要性があって、GXについては、銀行の本店が区域内、かつ、出資対象も区域内ということで、ダブルでかかるのですかね。一方で、ベンチャー・ファンドのほうは、GPが区域内にあって、出資先は必ずしもその区域内である必要性はないという理解で、まずはよろしかったでしょうか。そのときに、地域のGXなり地域の投資をどんどん進めていきましょう、産業を活性化していきましょうということが最終的な区域の目標であるところなのではすけれども、そうすると、とりわけ、GXだったりすると、その区域内でどんどん活性化していけばいい、ある意味、銀行を通じてそこを活性化させていくという観点であるとするならば、銀行の目利きがきっと大事になってくるのかなと思います。ベンチャー・ファンドであれば、ベンチャー・ファンドだけが利する、運営者だけが利するというものではなくて、きちんと地域経済を活性化していくような仕掛けも必要になってくるのではないかと、GXよりも出資先が区域内に限られないとすると、その戦略みたいなものをどう考えるのか、それぞれについて、銀行監督の観点から、区域内の財務局を通じて、銀行を監督する、GPを監督するという立て付けになっていくということは、当然ながら、やむを得ないのかなと思うのですけれども、それぞれの事業がその区域に根差したような区域活性のために働いているかどうかということはどういう観点で審査されるのか、届出の要件や認可の要件という中で、そのような区域還元の見点みたいなものも、今後、入れられる予定があるのかどうかということについて、もし何かあれば、お伺いしたいと思いました。

以上です。

○中川座長 お願いします。

○三浦信用制度参事官 まず、GXのほうからお答えいたします。今堀委員におっしゃっていただいた点について何か厳密に決まり切ったものがあるわけではないので、やや曖昧な答えになるかもしれませんが、おっしゃるとおり、まずは、区域限定で、事業も基本的にはその区域内でということになります。ただ、おっしゃるとおり、区域内であったとしても、当然、目利き能力、これがどのくらい地元のGX推進に資するのか、地元経済のためになるのかということと、当然、銀行としてのリスク管理の観点につきまして、財務の面も含め、視点は色々あると思うのですけれども、銀行監督の健全性という観点から、両方から見ていくことになろうかとは思っております。一方、特例として設けるということでございますので、こちらにつきましては、GX業務の性質にも鑑みて、基本的には世の中の役に立つ業務をしっかりやっていただけるということに尽きると思いますので、しっかりと銀行のほうでまずは判断していただいて、その中でリスクとリターンのバランス等々についても見ていただくというところにはなるのかなと思っています。また、届出をしていただく点で、どのようにその地域にこのGXが資するのかということについては、

一番地元の状況が分かっているのは銀行だと思いますので、銀行側でも、しっかりと御説明いただき、我々とも建設的に議論をしながらやっていくということに監督上の運用としてはなっていくのかなと考えてございます。多分、その他、細かいことは色々あると思うのですが、それにつきましては、今後、実際に検討していく中で、今の御指摘も踏まえて、しっかりと考えていきたいと思っております。

まず、GXについては、以上でございます。

○堀（天）委員 ありがとうございます。

○齊藤課長 金融庁市場課長の齊藤でございます。

続きまして、ベンチャー・ファンドの特例、区域の限定の仕方についてでございます。堀委員の御指摘のとおり、出資先については、区域に限定をかけず、全国どこでもいいという形にしつつ、事業者、GPのほうにつきましては、主たる営業所・事務所を特区内に有する方が特区内の営業所・事務所から事業を行っていただくといった形で限定をかけているところでございます。考え方といたしましては、このベンチャー・ファンドが営まれることによって、資金供給がされて、スタートアップ等が活性化される、その効果については、全国に裨益したほうがいいのではないかと考えています。地域の活性化の視点ということで言いますと、この特例を使ったファンドの運用業者がこの地域に集積されることにより、運用業の活性化が期待できるのではないかと考えているところでございます。実証的に行う趣旨ということでもございますので、監督上の観点も踏まえて、当該事業者、GPにつきましては、区域を限った形にするのがいいと考えているところでございます。

○堀（天）委員 ありがとうございます。

特に適格機関投資家の適用対象拡大は全国でも要望があるところだと思いますので、実証していただいて、その効果も測定していただきながら、全国につなげていけるようであれば、是非取組をお願いしたいと思っております。

以上です。

○中川座長 それでは、落合委員、お願いします。

○落合座長代理 ありがとうございます。

今回は、適格機関投資家特例業務のほうについてです。今、御説明いただいて、こちらでも非常に積極的な意味でまとめていただいていると思っており、感謝を申し上げたいと思います。

その上で、先ほど、ちょうどGXの話もさせていただいて、改めて思ったところではあるのですが、今回のベンチャー・ファンドのGPについては、別途留意点を示されるとか、新しいことを求められるとかありますでしょうか。もしかすると、既存の場合とリスクがどう変わるのかということもあるかもしれないので、このあたりで、何らかのガイダンスや、こういう点に留意して運用するところをお示しになられるのでしょうか、ということが一つです。

二つ目は、「主たる」という言葉は、先ほどのGXの点と同じでございますので、できる

限り、内容を示していただければと思っております。

第3点としては、実際、これはどのくらい利用されそうな見込みがありそうと聞かれているかどうかです。これは、金融庁にお伺いするのがいいのか、福岡市にお聞きするのがいいのか、どちらがいいのかが分からないところがございますが、金融庁、または、最後の点については福岡市で、何らかのお答えになれるところがあれば、お答えいただけたらありがたいと思っております。

以上です。

○中川座長 お願いします。

○齊藤課長 金融庁市場課長の齊藤でございます。

御質問いただき、ありがとうございます。

この特例のベンチャー・ファンドを運営するGPに対して留意点等をガイドライン等で示すかということがございますけれども、このベンチャー・ファンドの特例の運用に当たっては、2分の1の規制の対象外となる対象者をきちんと把握して、そこが管理されることが重要かと考えております。そのために、この届出を受けるとか、その後の監督の中でそういった点がきちんと管理されているのかということは見ていきたいと思っております。そういった届出を受ける際には、そういったところについてきちんとお話しさせていただくということかと思っております。

2点目の「主たる」の幅があり得るところですけれども、これは特区内に主たる営業所・事務所を有する者という、ここの「主たる営業所・事務所」のことですか。

○落合座長代理 そうです。

○齊藤課長 ここは、本店という意味でございますので、あまりここに不明確さはないかなと思っております。

○落合座長代理 分かりました。その点は、おっしゃるとおりです。失礼いたしました。

○齊藤課長 3点目のどのくらい利用されそうかということがございますけれども、我々としても、少なくとも、数社、数ファンド程度は、特例が利用されそうなことは聞いてるところでございます。

福岡市から、何か補足・追加等がございましたら、お願いいたします。

○中川座長 福岡市、お願いします。

○塩田係長 福岡市国際金融担当の塩田と申します。

利用見込みにつきましては、この規制緩和が実現すれば、福岡に拠点を移して是非ファンドを立ち上げたいという運用会社の生の声も聞いておりますし、それ以外にも、先日新しく福岡市内に設立された資産運用会社につきましてもこのファンドに非常に興味を持っておられるというお声も、今、聞いている状況です。是非この規制緩和の活用を促していきたいと考えております。

以上です。

○落合座長代理 ありがとうございます。

○中川座長　ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、本日のワーキングで金融庁から御報告いただいた二つの検討状況につきましては、自治体の要望とワーキングでの議論をきちんと踏まえていただいた非常に積極的なものだと受け止めました。今後、制度をさらに詰めていただきまして、ワーキングの委員の先生からの御指摘もありましたけれども、できるだけ活用いただけるような制度として、制度の細部についてもさらに詰めていただければと思います。ただ、スピードも重要でございます。これからパブコメというお話もございますから、早急に措置していただけるものと、私どもとしては、理解しております。そのような形で、内閣府とも連携していただいておりますよう、お願いしたいと思っております。

何か御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんでしたら、これをもちまして、金融庁の二つの規制改革の御提案に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思っております。

関係者の皆様、どうもありがとうございました。